



しぶや青色

令和3年 9月号 第595号 一般社団法人渋谷青色申告会事務局発行

〒150-0041

東京都渋谷区神南 1-8-17

TEL 03 (3463) 7043

FAX 03 (3770) 8739

ホームページ

<http://www.428aairo.jp/>

10月～12月は青色・入会勧奨月間です！

一般社団法人渋谷青色申告会の行なう事業は、地域の役員さんの熱心なボランティア活動に支えられて成り立っております。会員に信頼され続けるサービスの提供と地域の社会貢献を目指して、会員増強、会勢拡大運動を展開していきます。

昭和25年に結成以来、“正しく強く”をモットーに記帳、決算、申告指導、税制改正運動をはじめ共済事業など幅広い事業を行っております。



勧奨期間にご入会されますと「入会金1,000円」が免除されます。



お知り合いで、まだご入会されていない個人事業者の方がいらっしゃいましたら、ぜひ入会をお勧めいただくか、「事務局」へご紹介くださるようご協力をお願いいたします

～記帳指導を受けてください～

○青色申告特別控除65万円を受けるため複式簿記を始めたい□

○記帳のしかたがわからない□

※確定申告の時期は記帳指導を行いません。9月ごろまでに一度は記帳指導を受けてください。

※確定申告期の決算申告指導だけでは十分ではありません。特に、複式簿記には日頃の記帳が必要です。

○前年、前々年の消費税課税売上高が1千万円を超えた方・

※消費税の申告が必要になり、記帳についても注意点があります。また、消費税の申告には2種類あり、事前の選択制になっております。納税額もどちらを選ぶかで変わってきますので、ご来所ください。

○また、消費税の届け出書類は年内の提出が必要です・

今年は特に、例年の指導體制と大きく異なります。お早目のご来所をお願いします。

<予約制> TEL. 03-3463-7043

★ お申込み、お問合せは事務局まで TEL : 03(3463)7043 URL : <http://www.428aairo.jp/>

令和3年分以降の年末調整等説明会の開催取りやめについて

年末調整のしかた並びに法定調書・給与支払報告書の作成と提出方法などの事務手続を円滑に行っていたため、例年11月に渋谷区文化総合センター大和田にて年末調整等説明会を開催していましたが、令和3年分以降の年末調整等説明会につきましては開催を取りやめることとなりました。

● 都税事務所からのお知らせ ●

9月は固定資産税・都市計画税第2期分の納期です（23区内）

6月にお送りした納付書により、9月30日（木）までにお納めください。

<ご利用になれる納付方法>

口座
振替

ご利用している預（貯）金口座から、納期の末日（納期限）に自動的に納税ができます。詳しくは下記をご覧ください。



クレジット
カード

インターネットの専用サイト（都税クレジットカードお支払サイト）にアクセスし、クレジットカードにより納付することができます。
※1枚あたりの合計金額が100万円未満の納付書に限ります。
※税額に応じた決済手数料がかかります。
※領収証書は発行されません（領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。）。
※詳しくは、都税クレジットカードお支払サイトをご覧ください。

スマホ
アプリ

利用できるアプリ：au PAY、d払い、J-Coin Pay、LINE Pay、PayB、PayPay、モバイルレジ
※1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書（バーコードがあるもの）に限ります。
アプリによって利用限度額が異なるため、利用できない場合があります。
※領収証書は発行されません（領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。）。

インターネット
モバイル
バンキング
A T M

金融機関・郵便局の （ペイジー）対応のインターネットバンキング、モバイルバンキング、ATM
※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。
※ （ペイジーマーク）の入っている都税の納付書をお持ちの場合に限ってご利用できます。
※領収証書は発行されません（領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。）。

※新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングで納付する方は、事前に金融機関への利用申込みが必要です。
※システムの保守点検作業時には、一時的にご利用できない場合があります。詳しくは主税局ホームページ（<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>）「税金の支払い」をご覧ください。

コンビニ

※1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書（バーコードがあるもの）に限ります。
※一部、都税の取扱いをしていないコンビニエンスストアがあります。ご利用になれるコンビニエンスストアについては、納付書の裏面をご確認ください。

窓口

金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口
※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な場合には、申請により1年間納税を猶予する徴収猶予の制度があります。詳しくは主税局ホームページをご覧ください。

簡単 便利 安心 な 口座振替 の申込はWebで！！

- 簡単** ●パソコンやスマートフォンから東京都主税局の専用Webサイトにアクセスし、画面に従って必要事項を入力するだけです。https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/common/web_kouzafurikae.html
- 便利** ●依頼書への記入や銀行印の捺印は不要です。
●9月10日までに申込みいただくと、固定資産税・都市計画税第2期からの口座振替が可能です。
※11日以降に申込みいただいた場合、令和3年度第3期からの振替となります。
- 安心** ●振替日に口座振替され、納め忘れ防止につながります。

<口座振替のお問合せ先>

主税局徴収部納税推進課（03-3252-0955）

※受付時間は平日9時～17時です。電話番号のおかけ間違いにご注意ください。



- 事務局からのお知らせ ●

◆9月の事務局休日業務について◆

平日ご都合の悪い方のため、事務局では下記の日程で業務を行います。記帳指導・相談等にご利用下さい。

予約制となりますので、事前に03-3463-7043までご連絡下さい。

9月25日（土）の午前中のみとなります。

◆10月の税務相談◆

当会会員の税理士による「税務相談会」を是非ご利用下さい。

日 時 令和3年10月20日（水）

午前10時～午後4時

予約制 お一人様一時間

場 所 事務局

費 用 無 料

◆10月のパソコン会計◆

青年部主催 挑戦してみよう！ はじめてのパソコン会計

日 時 令和3年10月28日（木）・29日（金）

午前9時30分～12時00分 不動産会員向け

午後1時30分～4時00分 一般会員向け

場 所 渋谷区立商工会館2階 セミナー室

費 用 無 料

お申込み、お問合わせは事務局まで TEL03-3463-7043

～東京都最低賃金改正のお知らせ～

東京都最低賃金（地域別最低賃金）は令和3年10月1日から

時間額1,041円に改正されます。

※都内で労働者を使用するすべての事業場及び同事業場で働くすべての労働者（都内の事業場に派遣中の労働者を含む）に適用されます。

※最低賃金の引上げに向けた環境整備のための支援策として、業務改善助成金等各種助成金制度を設けています。

<問い合わせ先>

東京都最低賃金について

東京労働局労働基準部賃金課 03-3512-1614（直通）

東京働き方改革推進支援センター 0120-232-865

業務改善助成金について

令和3年度業務改善助成金コールセンター 03-6388-6155

東京働き方改革推進支援センター 0120-232-865

東京労働局雇用環境・均等部企画課 03-6893-1100（直通）